

## ◆民生委員※1編

## ◆自治会長編

### 相談があったら

相談があった場合は、迅速に対応しましょう。

行方不明者の家族からの相談の場合、その家族は冷静な思考状態ではないことが多いため、民生委員・自治会長は努めて冷静に対応しましょう。

日頃から、近隣地域の情報を掴んでおくことも重要です。

- (1) 相談者が警察に通報したか確認し、通報していなければ110番するよう働きかける。

親族・知人や区役所、出張所などへも連絡をするよう働きかける。

★ 時間が経つほど行動範囲が広がり、通報の遅れが生存率に関わる。

★ 警察は通常の捜索の他、ひかるくん・ひかりちゃん安心メール（旧はいかいシルバーSOSネットワークシステム）で登録者に情報提供します。



ひかるくん・ひかりちゃん  
安心メール登録  
はこちらから

★ 区役所はハートメールでの周知、出張所は地域によっては防災無線が活用可能。

- (2) 別添【様式7】聞き取りシート（P13参照）やメモで、相談者から聞き取れる範囲で詳しく情報を聞き取る。

★ 相談者から聞き取りがしやすいよう聞き取りシートを活用する。  
聞き取りシートの用意がない場合は、メモに残す。  
個人情報の公開可否を必ず確認する。

★ 公開する場合、最近の写真があれば提供してもらう。

★ 地域住民等による捜索を希望するか確認。（必ずしも捜索活動ができるわけではないことも説明）

(3) 搜索協力依頼があったら、既存の連絡網などで、他地区の民生委員や自治会長、福祉関係者※2などへ知らせ、協力可能か確認する。

★ 地区により相談できる場合は、民生委員協議会※3会長などへ連絡。

- ① 協力が得られる場合  
→ P9「搜索の準備」へ
- ② 協力が得られない場合  
自分のできる範囲で協力する。

(4) 行方不明者本人が家に戻る可能性があるため、自宅で待機してもらうよう当事者家族または相談者へ働きかける。

★ 今後の連絡体制を確認しておく。

(例4)【様式4】緊急連絡先（民生委員編・自治会長編）

民生委員・ 自治会長	他地区 民生委員	0256-00-0000 025-000-0000
	他地区 自治会長	0256-00-0000 025-000-0000
	西蒲区社会 福祉協議会	0256-73-3356
	地域包括 支援センター	西川 0256-88-3122 中之口・湍東 025-375-8833 巻 0256-73-6780 岩室 0256-82-5501
	西蒲区役所 (健康福祉課)	0256-72-8362 0256-72-8345
	出張所	岩室 0256-82-4111 西川 0256-88-3111 湍東 0256-86-3111 中之口 025-375-2712

※1 正しくは民生委員・児童委員ですが、わかりやすくするため民生委員と表現。

※2 西蒲区役所（健康福祉課）、西蒲区社会福祉協議会、地域包括支援センター、支え合いのしくみづくり推進員、福祉施設など。

※3 正しくは民生委員・児童委員協議会。わかりやすくするため民生委員協議会と表現。

## 搜索の準備 (P13~搜索編 参照)

### (1) 自分の担当地区だけで搜索チームを立ち上げる場合

- ① 協力してもらえそうな地域住民にも声をかけ、協力者を募る。
  - ★ 近隣または、他地区の民生委員※1や自治会長が協力してもらえそうであれば声をかけ、協力を依頼する。
- ② 協力できる人が把握できたら、(例5)を参考に搜索チームを編成し、リーダーを決める。
  - ★ 自身がリーダーになるとスムーズ。
  - ★ リーダーを明確にすることで、指揮がとりやすい。
  - ★ 可能であれば副リーダーも決める。
- ③ リーダーは、搜索本部(集会所やリーダー宅など)を設置し、本部で待機。全体の状況を確認しながら指揮をとる。
- ④ リーダーは、既存の連絡網や別添【様式6】行方不明者発生時フローチャート(P12参照)に基づき、福祉関係者※2などに搜索チームが立ち上がったことを知らせ、搜索協力を依頼する。
- ⑤ リーダーは、搜索活動の範囲や期間を決め、搜索チームに伝える。

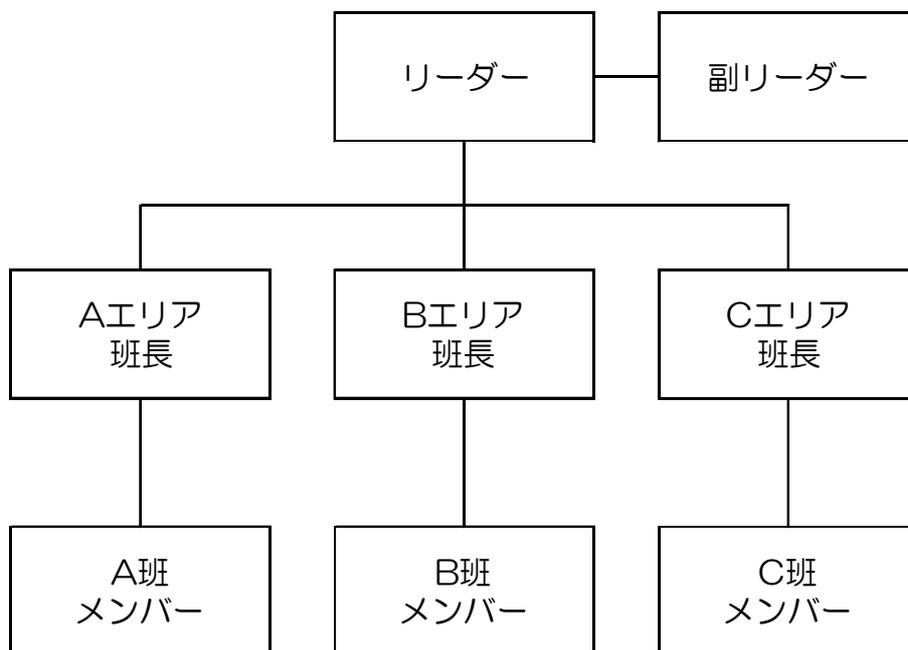
### (2) 民生委員協議会※3会長などが協力できる場合

民生委員協議会会長などを通じ、既存の連絡網で、他地区の民生委員・自治会長などへ協力を依頼してもらおう。民生委員・自治会長は、地域住民にも声をかけ、協力者を募る。

- ① リーダーは、搜索本部(集会所やリーダー宅など)を設置し、本部で待機し、全体の状況を確認しながら指揮をとる。

- ② リーダーは、既存の連絡網や【様式6】行方不明者発生時フローチャートに基づき、福祉関係者※2に捜索チームが立ち上がったことを知らせ、捜索協力を依頼する。
- ③ リーダーは、捜索活動の範囲や期間を決め、捜索チームに伝える。

(例5)【様式5】捜索チーム編成図




---

※1 正しくは民生委員・児童委員ですが、わかりやすくするため民生委員と表現。

※2 西蒲区役所（健康福祉課）、西蒲区社会福祉協議会、地域包括支援センター、支え合いのしくみづくり推進員、福祉施設など。

※3 正しくは民生委員・児童委員協議会。わかりやすくするため民生委員協議会と表現。